

令和 6 年 9 月 2 日

第 3 回 大垣市議会定例会議案

目

次

議第52号	令和6年度大垣市一般会計補正予算(第3号)
議第53号	令和6年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)
議第54号	令和6年度大垣市介護保険事業会計補正予算(第1号)
議第55号	大垣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
議第56号	大垣市税条例の一部改正について
議第57号	大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
議第58号	大垣市国民健康保険条例の一部改正について
議第59号	請負契約の締結について
議第60号	請負契約の締結について
議第61号	令和5年度大垣市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について
報第11号	専決処分の報告並びにその承認について
報第12号	専決処分の報告について
認第 1号	令和5年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について
認第 2号	令和5年度大垣市公営企業会計決算の認定について

議第52号

令和6年度大垣市一般会計補正予算(第3号)

令和6年度大垣市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ881,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,733,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16. 県 支 出 金		4,668,590	18,400	4,686,990
	2. 県 補 助 金	1,420,315	18,400	1,438,715
20. 繰 越 金		1,181,300	858,700	2,040,000
	1. 繰 越 金	1,181,300	858,700	2,040,000
21. 諸 収 入		3,513,175	3,900	3,517,075
	4. 受 託 事 業 収 入	2,433	3,900	6,333
歳 入 合 計		64,852,000	881,000	65,733,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		6,320,250	826,000	7,146,250
	1. 総 務 管 理 費	4,541,690	769,000	5,310,690
	3. 徴 税 費	664,220	57,000	721,220
6. 農 林 水 産 業 費		887,670	46,000	933,670
	4. 土 地 改 良 費	494,050	46,000	540,050
10. 教 育 費		7,963,900	9,000	7,972,900
	2. 小 学 校 費	1,633,270	9,000	1,642,270
歳 出 合 計		64,852,000	881,000	65,733,000

第2表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ふるさと大垣科推進事業	令和7年度	5,600
小学校屋内運動場空調機整備事業	令和7年度	80,000
ふるさと魅力体験事業	令和7年度	5,400

令和6年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 16. 県支出金

(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4. 農林水産業 費県補助金	163,707	18,400	182,107	4. 土地改良費	18,400	累 計 県単土地改良事業費 46,000×4/10
計	1,420,315	18,400	1,438,715			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	1,181,300	858,700	2,040,000	1. 繰 越 金	858,700	
計	1,181,300	858,700	2,040,000			

(款) 21. 諸収入

(項) 4. 受託事業収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費受託 事業収入	2,433	3,900	6,333	1. 総務費受託 事業収入	3,900	ソフトピアジャパン・アネックス管理費
計	2,433	3,900	6,333			

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
10. 情報工房費	118,640	9,000	127,640	国県支出金 － 地方債 － その他 3,900	5,100	14. 工事請負費	9,000	累 計 23,800
18. 諸 費	17,600	760,000	777,600	国県支出金 － 地方債 － その他 －	760,000	22. 償還金利息及び割引料	760,000	累 計 770,000 国庫等返還金
計	4,541,690	769,000	5,310,690	国県支出金 － 地方債 － その他 3,900	765,100			

(款) 2. 総務費

(項) 3. 徴税費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 賦課徴収費	233,500	57,000	290,500	国県支出金 － 地方債 － その他 －	57,000	22. 償還金利息及び割引料	57,000	累 計 107,000 市税過誤納還付金
計	664,220	57,000	721,220	国県支出金 － 地方債 － その他 －	57,000			

(款) 6. 農林水産業費
(項) 4. 土地改良費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3. 土地改良施設整備費	363,020	46,000	409,020	国県支出金 18,400 地方債 － その他 －	27,600	14. 工事請負費	46,000	累 計 224,900
計	494,050	46,000	540,050	国県支出金 18,400 地方債 － その他 －	27,600			

(款) 10. 教育費
(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2. 学校営繕費	305,900	9,000	314,900	国県支出金 － 地方債 － その他 －	9,000	12. 委 託 料	9,000	累 計 52,800 構造計算委託料
計	1,633,270	9,000	1,642,270	国県支出金 － 地方債 － その他 －	9,000			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源	一般財源
ふるさと大垣科推進事業	5,600	5,600	年度 -	-	年度 7	5,600	国県支出金 - 地方債 - その他 -	5,600
小学校屋内運動場空調機 整備事業	80,000	80,000	-	-	7	80,000	国県支出金 - 地方債 76,000 その他 -	4,000
ふるさと魅力体験事業	5,400	5,400	-	-	7	5,400	国県支出金 - 地方債 - その他 -	5,400

議第53号

令和6年度大垣市国民健康保険事業会計補正予算(第1号)

令和6年度大垣市の国民健康保険事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ67,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,793,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 繰越金		239,340	67,000	306,340
	1. 繰越金	239,340	67,000	306,340
歳 入 合 計		13,726,000	67,000	13,793,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		229,600	67,000	296,600
	1. 総務管理費	229,260	67,000	296,260
歳 出 合 計		13,726,000	67,000	13,793,000

令和6年度 大垣市国民健康保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	239,340	67,000	306,340	1. 繰 越 金	67,000	
計	239,340	67,000	306,340			

2 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						区 分	金 額	
2. 諸 費	21,100	67,000	88,100	保険料		22. 償還金利	67,000	累 計 79,000 県返還金
				県支出金		子及び割		
				繰入金		引料		
				その他 67,000				
計	229,260	67,000	296,260	保険料				
				県支出金				
				繰入金				
				その他 67,000				

議第54号

令和6年度大垣市介護保険事業会計補正予算(第1号)

令和6年度大垣市の介護保険事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,631,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7. 繰越金		196,400	185,000	381,400
	1. 繰越金	196,400	185,000	381,400
歳 入 合 計		15,446,000	185,000	15,631,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総務費		272,640	185,000	457,640
	1. 総務管理費	156,260	185,000	341,260
歳 出 合 計		15,446,000	185,000	15,631,000

令和6年度 大垣市介護保険事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰 越 金	196,400	185,000	381,400	1. 繰 越 金	185,000	
計	196,400	185,000	381,400			

2 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
						区 分	金 額	
2. 諸 費	5,420	185,000	190,420	保険料 - 国県支出金 - 繰入金 - その他 185,000		22. 償還金 利子及び割 引料	185,000	国庫等返還金
計	156,260	185,000	341,260	保険料 - 国県支出金 - 繰入金 - その他 185,000				

議第55号

大垣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

大垣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大垣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条第5号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改める。

別表第1の6の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第2の1の項及び3の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同表6の項中「又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)」を削る。

附 則

この条例中別表第1及び別表第2の改正規定は令和6年10月1日から、第2条の改正規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議第56号

大垣市税条例の一部改正について

大垣市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市税条例の一部を改正する条例

大垣市税条例(昭和25年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第26条の8第1項第3号を次のように改める。

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、知事の認可を受けた公益信託に対するもの

第26条の8第1項第5号中「及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに」を「から第4号までに掲げる寄附金及び」に改める。

第28条の2第8項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第42条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第42条の7第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第71条第2項第2号及び第141条の2第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附則第4条の3を次のように改める。

第4条の3 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第42条の3の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第28条の2第8項、第42条の7第1項第1号、第71条第2項第2号、第141条の2第2項第1号及び第149条第1号の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

第2条 改正後の第26条の8第1項第3号の規定は、公益信託に関する法律の施行

の日以後に効力が生ずる所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号。次項において「所得税法等改正法」という。)附則第1条第9号イに掲げる規定による改正後の所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第4号に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可(以下この項において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。))について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。))については、なお従前の例による。

- 2 所得税法等改正法附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の第26条の8第1項(第5号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第5号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)及び」とする。

議第57号

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

大垣市母子家庭等医療費助成に関する条例(昭和54年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に、「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年11月1日から施行する。

議第58号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例(昭和35年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「注8」を「注11」に改める。

第25条第1項中「6月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第25条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第59号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | (交)東地区センター建設(建築主体)工事 |
| 2 契約金額 | 4億5,980万円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 大垣市浅草1丁目280番地
株式会社宇佐美組
代表取締役 宇佐美 憲邦 |

議第60号

請負契約の締結について

大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 大垣市民会館解体工事 |
| 2 契約金額 | 6億2,700万円 |
| 3 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 4 契約の相手方 | 大垣市西崎町2丁目46番地
岐建株式会社
代表取締役社長 木村 志朗 |

議第61号

令和5年度大垣市公営企業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定に基づき、令和5年度大垣市水道事業会計未処分利益剰余金14億8,230万8,539円のうち繰越分を除く6億7,230万8,539円を次のとおり処分するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

減 債 積 立 金 5,218万1,028円

建設改良積立金 2億5,000万円

資本金への振替 3億7,012万7,511円

うち積立金の取崩し相当額 1億8,000万円

長期前受金戻入相当額 1億9,012万7,511円

報第11号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年度大垣市一般会計補正予算(第2号)

令和6年度大垣市の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ865,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,852,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年7月30日 専決

大垣市長 石 田 仁

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15. 国 庫 支 出 金		7,516,360	865,000	8,381,360
	2. 国 庫 補 助 金	967,333	865,000	1,832,333
歳 入 合 計		63,987,000	865,000	64,852,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民 生 費		24,862,540	865,000	25,727,540
	1. 社 会 福 祉 費	5,408,200	865,000	6,273,200
歳 出 合 計		63,987,000	865,000	64,852,000

令和6年度 大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳 入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 総務費国庫補助金	87,333	865,000	952,333	1. 総務管理費	865,000	累 計 910,127 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費 物価高騰臨時特別給付金支給事業費
計	967,333	865,000	1,832,333			

2 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
				特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5. 物価高騰臨時特別給付金支給事業費	-	865,000	865,000	国県支出金 865,000 地方債 - その他 -	-	18. 負担金補助及び交付金	865,000	物価高騰臨時特別給付金
計	5,408,200	865,000	6,273,200	国県支出金 865,000 地方債 - その他 -	-			

報第12号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

専第10号

損害賠償の額の決定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和6年8月13日 専決

大垣市長 石 田 仁

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 8万366円 |
| 2 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●● ●● |
| 3 事故の概要 | 令和6年7月1日午前10時10分頃、●●●●●●●●●●
●において、市職員が運転する公用車が左折した際、
相手方所有のフェンスに接触し、損害を与えた。 |

認第1号

令和5年度大垣市一般会計及び特別会計決算の認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、別冊の令和5年度大垣市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁

認第2号

令和5年度大垣市公営企業会計決算の認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、別冊の令和5年度大垣市病院事業会計決算、令和5年度大垣市水道事業会計決算、令和5年度大垣市簡易水道事業会計決算、令和5年度大垣市公共下水道事業会計決算、令和5年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計決算及び令和5年度大垣市農業集落排水事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月2日 提出

大垣市長 石 田 仁